

# 洋画家原田直次郎の非嫡出子 アルベルト・ナオジロー・フーバーおよび その母マリイ・フーバーに関する 史料と鷗外筆『独逸日記』

安松 みゆき

## 【概要】

森鷗外の『独逸日記』に登場する洋画家の原田直次郎は、鷗外によれば、ドイツ留学時に出会った現地の女性マリイとの間に非嫡出子があった。それが史実であることを裏付ける史料を二年前に三本松倫代氏が東京都公文書館で発見し、鍵岡正謹氏によって紹介された。筆者はそれに関連するドイツ側の史料を見出した。またそれとは別にマリイと非嫡出子のその後を示す新たな史料も入手した。それらをここに紹介しつつ、鷗外の説明内容と照合することで、原田に関する新たな情報を補う一方、鷗外の『独逸日記』が伝える事実関係の信憑性を検討する。

## 【キーワード】

原田直次郎、マリイ、鷗外筆『独逸日記』、原田の非嫡出子、ミュンヘン公文書

## はじめに

二年前に近代の洋画家原田直次郎を回顧する展覧会が埼玉県立近代美術館を皮切りに神奈川県立美術館、石見美術館を巡回し、改めて原田直次郎の全体像が明らかにされた<sup>1</sup>。その際に三本松倫代氏が、これまで不明とされてきた原田の非嫡出子について、その存在が現実だったことを裏付ける貴重な史料を東京都公文書館で発見した<sup>2</sup>。

小論では、その日本側の史料の存在を受けて、発信元となるドイツ側の史料を探した結果、バイエルン州立文書館ミュンヘンにて関連史料を入手した。さらに、マリイとその非嫡出子に関する住民票をミュンヘンの市立文書館において新たに確認した。そこでそれら史料をここで紹介し、原田に関する新しい情報を補い、また鷗外の『独逸日記』での言説はかなり史実に近く、記録としての価値を持つことを指摘する。

## 1 日本側の史料から

前述したように、鷗外の『独逸日記』に登場するマリイと原田との間の子供については、原田直次郎宛『私生児養育費請求ノ訴訟』が東京都公文書館に所蔵されている。その史料については、三本松氏が発見して原田直次郎の展覧会図録のなかで鍵岡正謹氏が紹介している<sup>3</sup>。それを参考

にすると、1892年1月25日付の史料で、訴訟人「マルチン・フーベル」から請求されていたという。マリイとの間の子供は、1887年6月24日に生まれた男児で、「アルベルト・ナラジロー・フベルト（ヒューバー）」と名づけられている<sup>4</sup>。原田の名前がミドルネームにとられている。訴訟の中身は、養育費の請求である。ドイツ帝国の法律に基づいて最初の六年間は、三ヶ月毎に90マルク、その後六年より十四年に至る間は三ヶ月毎に150マルクを支払うように要求された<sup>5</sup>。

また、1893年9月4日付けの公文書には、ドイツ帝国総領事から東京府知事宛のバイエルン王国裁判所の裁決として、「一八八七年六月二四日マリアフベルト出生アルベルトナラジロウ、フベルトナル者ノ父タルコトヲ認知スルノ義務アリ」として、養育費の支払義務を認めたとされる。なお同文書では母親のマリイは「マリア」と記載されているが、後述するようにドイツ側では「マリイ」と「マリア」の両方の表記が認められる。

それに対する原田の対応だが、それら公文書には、原田が書類の受け取りを認めつつも、病気が悪化しているために健康が回復するまで待つて欲しいと、診断書を添えて回答していた<sup>6</sup>。それ以後のドイツ側とのやり取りについては、関連資料の存在も含めて鍵岡氏の指摘には見当たらない。

鷗外が『独逸日記』のなかで、11月21日に原田がミュンヘンを離れる際「・・原田直二郎を送るなり。愛妾マリイもまた侍す。原田の遺子を妊娠」と記し<sup>7</sup>、また原田が亡くなった時にもマリイとの間の子供の存在を憂いていたが、たしかに上記の史料によって非嫡出子がいたことが確認できた。このことは大変重要な発見といえる。

## 2 バイエルン州立文書館ミュンヘンの関連公文書

筆者は日本側の史料がドイツ側からの依頼であることから、その原本をミュンヘンの関連施設にて2017年に調査した。その結果、バイエルン州立文書館ミュンヘン（Staatsarchiv München）からの情報によってその原本と思われる史料を入手することができた [図1]。手書きの文書のため、フランクフルト大学教授ヨースト・ギッペルト博士に書き直しをお願いした。

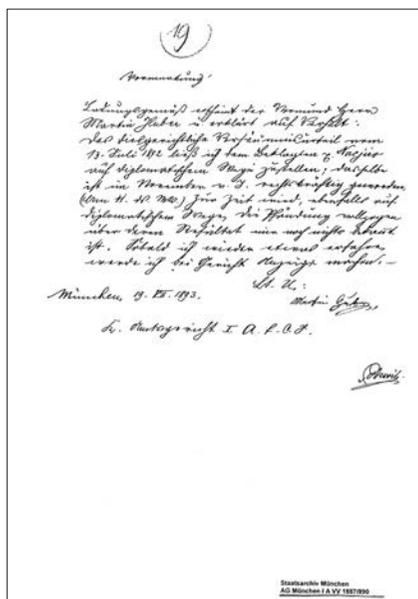


図1 史料Staatl.Archiv

ではこの文書から得られる情報について、鷗外の『独逸日記』と比較しつつ以下に確認する。

まず今回の文書は、内容の上で大きく二点にまとめることができる。1887年にマリイと原田の間に生まれた男児を原田に認知を求める内容と、男児の養育費について要求する内容とである。

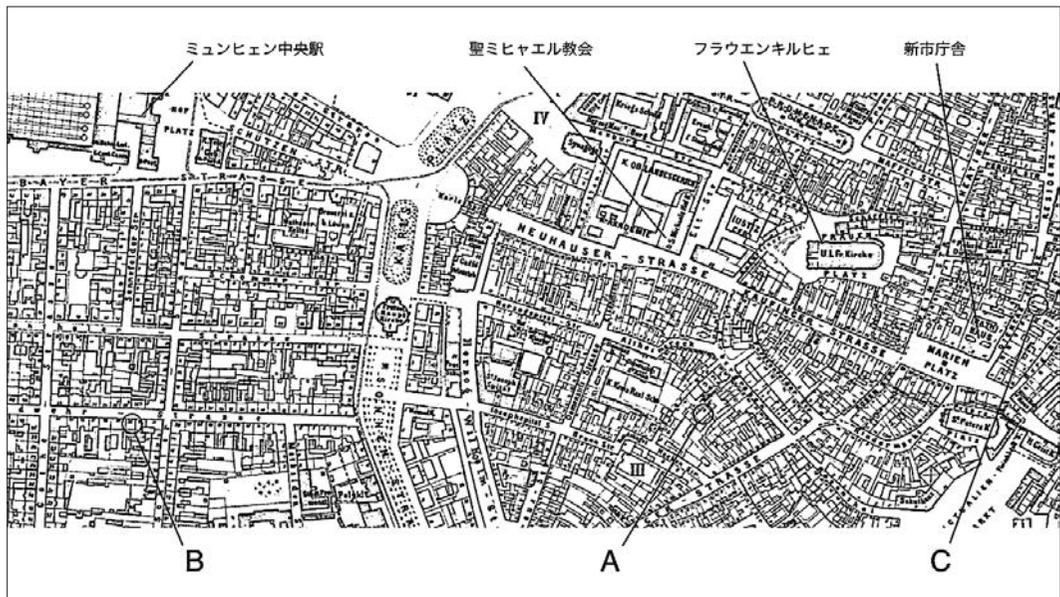
前者の内容からは、日本側の史料で明らかとなった原田の非嫡出子の誕生日と名前の他に、マリイの父親名とその職業、およびマリイと非嫡出子の住所を確認することができた。具体的に、原田とマリイとの間の男児は、1887年7月24日に生まれている。名前はアルベルト・ナラジロー・フーバー（Albert Naojiro Huber）である。非嫡出子の名前は日本側の文書に書かれていたとおりであるが、誕生日の月が6月ではなく、7月と異なっている。またマリイの名前は「マリイ（Marie）」と表記されている。

今回のドイツ側の史料には、マリイは「取次人の娘 (Commissionärstochter)」と記載されていた。そのためマリイの父親の職業が取次人であることがわかる<sup>8</sup>。父親の氏名はマルティン・フーバー (Martin Huber) で、後継人として日本側の公文書に登場していた人物と一致する。マリイおよびアルベルトは、ミュンヘンのホフシュタット4番地のII (Hofstatt 4-II) に住居を置いていた [地図-A]。その場所は現在でもミュンヘンの中心地の商業地区にあたり、バイエルン王国ヴィッテルスバハ家の墓所の聖ミハエル教会に近い場所でもある。残念ながら現在はその場所には近年の建物が建てられている。

鷗外の『独逸日記』には、1886年8月15日の言及のなかで、「原田直二郎その妾宅をラントウエルストラアセ Landwehrstrasse にトす」とあり<sup>9</sup>、それが同日記に認められるマリイの唯一の住所である。この場所は鷗外によれば、原田がマリイのために借りていたとある<sup>10</sup>。しかし「ラントウエルストラアセ」とは、中央駅から徒歩3分程度に位置するため [地図-B]、鷗外の指摘は、今回の住所と異なっている。とはいえ、後述の如くこの通りにマリイは実際に短期間住んでいたことが確認できたため、今回の文書の記載された時には、すなわち原田と別れた以降だが、駅近くから街中心に居を移していたことが理解される。

次に、養育費についてだが、これについてはすでに日本側に公文書に記載されている内容とほぼ合致する。まず6才までは三ヶ月毎に扶養費と衣服費を合わせて90マルクを、そして6才から14年の間は三ヶ月毎に、扶養費と衣服費を合わせて150マルクを支払うように求められている<sup>11</sup>。

このようにバイエルン州立文書館ミュンヘンの史料は、原田にアルベルト・ナオジロー・フーバーを嫡出子として認めることを要求し、そしてマリイが原田に嫡出子の養育費を求めた日本側の文書の原本にあたるのがわかる。原本からは、細部において日本側でこれまで知られていなかったマリイの父親の職業やマリイの住所が明らかになった。



地図 A = Hofstatt.4, B = Landwehrstr.35, C = Dienenstr.17

### 3 ミュンヘン市立文書館史料（住民票）

すでに4年前に別稿において記したように、マリイの行動を追うために住民票を調査したが、見出すことができなかった<sup>12</sup>。その際にマリイ・フーバーの名前で、しかも鷗外の情報を契機としてラントヴェア通りでの住所で探した。

しかし今回は上記の史料のホフシュタット通りの住所を手がかりに再調査を試みた。その結果、文書館員アンゲラ・スティルヴェル（Angela Stilwell）氏の情報提供によって<sup>13</sup>、ミュンヘン市立文書館（Stadtarchiv München）にマリイとアルベルトの住民票およびアルベルトの独身者リストが残されていることがわかった〔図2、3、4〕。それら入手した史料からは、新たな事実が認められるため、鷗外『独逸日記』の記載と比較し、マリイの具体的な足取りを検討する。

#### 3.1. マリイの足取りについて

マリイについては、住民票には「マリイ（Marie）」ではなく、「マリア・フーバー（Maria Huber）」として登録されている。その「マリア・フーバー」は、1869年10月2日にミュンヘンに生まれている。両親の名前は父マルティン（Martin）、母マリア（Maria）である。父親の名前は州立文書館ミュンヘンの史料と同じである。これまで知られていなかったマリイの母親名は娘と同じマリアである。

新たな事実として注目されるのは、マリイがマテウス・シュペットル（Mathäus Spöttli）という人物と結婚していたことである〔図2〕。ただしいつ結婚したのかは住民票には書かれていない。原田と関係を持っていた時期は独身と書かれているために、原田と別れた以降であることは間違いない。またアルベルトへの養育費の要求を踏まえると、1893年以後になるだろう。しかし結婚相手のシュペットルの住民票に眼を向けると〔図5〕、かれの記載のなかに結婚について記載する備考があり、一部文章が判読できないが、1895年5月28日の日付が認められる。おそらくその備考からこれが籍を入れた日付と推察される。

シュペットルの人物像だが、かれの住民票の情報によれば、シュペットルはドイツ北東部アルンスドルフ（Arnsdorf）で1870年11月14日に生まれている。マリイよりは一才若く、ちなみに原田よりは七才も若い。

Angelegt am: N. V. 35		Familien-Bogen für									
der Familien-Häupter Name		Stand, Gewerbe, Berufsbezeichnung	Leg. v. Vater oder Mutter	Geburts-Ort							
Geschlechts-	Vor-	land etc.	Wille	wo?	Tag	Monat	Jahr				
Huber	Maria	München	1.	geb.	2.	Ok.	1869				
Heiratet am 28.5.1895 mit Mathäus Spöttli aus Arnsdorf in Bayern.											

図2 マリイの住民票

Der Kinder							
Name		Geburts-Zeit			Geburts-Ort und Land		Bemerkungen
Geschlechts-	Vor-	Tag	Monat	Jahr	wo?	Land	
Huber	Albert	24.	Juli	1895	München	Bayern	geb.

図3 アルベルトの住民票

Angelegt am: N. V. 35		Kaufmann (Kaufmännchen) mit Seite 2 Seite 3 Seite 4	
Name und Wohnort		Geburts-Ort und Land	
Huber Albert		München Bayern	
Heiratet am 28.5.1895 mit Mathäus Spöttli aus Arnsdorf in Bayern.			

図4 アルベルトの独身者リスト

Angelegt am: N. V. 35		Familien-Bogen für									
der Familien-Häupter Name		Stand, Gewerbe, Berufsbezeichnung	Leg. v. Vater oder Mutter	Geburts-Ort							
Geschlechts-	Vor-	land etc.	Wille	wo?	Tag	Monat	Jahr				
Spöttli	Mathäus	Arnsdorf	1.	geb.	14.	Nov.	1870				
Heiratet am 28.5.1895 mit Marie Huber aus München in Bayern.											

図5 シュペットルの住民票

シュペットルは彫刻家であり、また人造石を製造したり、建物の外壁の建材 (Rabitz) も手がけ、「ビクラー&シュペットル社 (Firma Bikler & Spöttl)」の経営者でもあった。1910年に南チロルで亡くなっていることが記録されている。

今回入手したマリイの住民票からは、マリイの住所変更先や日付が細かく記載されているので、それをたどることでマリイの具体的な行動の足取りが見えてくる。そのためにさらに鷗外の『独逸日記』の指摘と照合しつつ彼女の動向の確認を試みる。

住民票によれば、マリイは1885年5月12日に、「フリードリヒ・ブラウン (Friedr. Braun)」という人物の下で家政婦として住み込みで働いていた。そのときの住所が「ディーナー通り (Dienerstr.) 17番地i」である [地図-C]。この場所はミュンヘンの観光の中心である新市庁舎に近く、現在は高級食料店ダルマイヤ (Dallmayr) の立ち並ぶ場所にあたる。しかし住民票の記載では同年6月15日にはその仕事をやめており、わずか一ヶ月しか続かなかったようである。このことについては、鷗外の『独逸日記』には記載されていない。

その次に住民票に記載された住所は「アカデミー通り (Akademiestr.) 9番地の6」である。鷗外の『独逸日記』では「カフェ・ミネルワ」のあった場所にあたる。さらに住民票には86年5月10日から「ヨゼフ・ブッフマイヤーのレストランのウェイトレス (bei Jos. Buchmayer Res als Kellnerin)」とある。鷗外は『原田先生記念帖』ではこの店の主人を「フウベル」と指摘しているが<sup>14</sup>、ヨゼフ・ブッフマイヤーの人物が、おそらく「カフェ・ミネルワ」の所有者と推察される<sup>15</sup>。いずれにせよ鷗外の記述したとおり、マリイは同店でウェイトレスとして働いており、また時代的にも合致することが確認される。

鷗外の『独逸日記』には、そこでマリイは働いていたとあるだけで、マリイの住所の記載はなく、彼女の住所は前述した通り、別の日付でラントヴェア通り (Landwehrstr.) として出てくるだけである。一方の『原田先生記念帖』には、カフェの主人の女にマリイがいると指摘されており、鷗外は、場合によっては同じ建物に住んでいると想定することも可能な、曖昧な表現で記している<sup>16</sup>。しかし今回の住民票からは、マリイはここに住んでいたことが明らかとなった。

ところで「アカデミー通り9番地」のカフェ・ミネルヴァの住所は、原田のミュンヘンの居住場所でもあったので、原田とマリイは同じアカデミーの住所に暮らしていたことになる。とすると、一階にあったカフェで原田とマリイが知り合うきっかけになったことは間違いないだろうが、同じ居住場所でもあったことも見逃せないだろう。しかも鷗外によると、前述のラントヴェア通りに原田が借りてマリイと同棲していたと書かれていたが<sup>17</sup>、場合によってはすでにこのアカデミー通りで同棲が始まっていた可能性も否定できない。

マリイの住民票によると、86年8月20日には仕事をやめて、それより数日前の8月17日に、鷗外の記したラントヴェア通り (Landwehrstr.) の35番地iに引っ越している [地図-B]。なお住民票の入居時の横に人名が併記されている「ブルンホーファー (Brunnhofer)」は、おそらくその建物の所有者と理解される。

さて住民票から確認がとれたように、原田とマリイはたしかにラントヴェア通りで同棲生活を送っていた。しかし鷗外は言及していないが、同棲は続くものの、そこでの生活はわずか二週間程度の大変短い時間だった。住民票には86年8月30日にすでに「ミッテンヴァルトへ (Nach Mittenwald)」と住居を変更した記載が認められるためである。ミッテンヴァルトとはミュンヘンの南の避暑地として知られる。このミッテンヴァルトについて鷗外も『独逸日記』の86年8月31日の日付で、「原田直二郎マリイを携へてミツテルワルド Mittelwald に赴く。避暑を兼ねて景を写さんと云ふ」と書き残している<sup>18</sup>。鷗外は「ミツテルワルド」と記載しているが、地名ではその名称は見つからず、「ミッテンヴァルト」を指していると考えられる<sup>19</sup>。原田はまた実際に南ドイツの

風景画を残している<sup>20</sup>。

その後の原田とマリイは、鷗外によれば、同年10月1日の夜に「原田直二郎マリイとコツヘル Kochelより、シエマン伯林より帰る」とされる<sup>21</sup>。コツヘルからミュンヘンに戻るというのは、コツヘル村がミッテンヴァルトに近いことから、ミッテンヴァルトからの帰宅と理解してもよいだろう。それを裏付けるように鷗外は、その8日後の9日に、原田のところを訪れてミッテンヴァルトとコツヘルの風景画を観ている<sup>22</sup>。

鷗外の指摘にはないが、マリイはミッテンヴァルトの住所を変更しなかった。実際にそこに住んでいたのか否かはわからないが、マリイの次の住所変更が認められるのは、原田との間にアルベルトが生まれた日、すなわち翌年の1887年7月24日となる。新たな住所は「ホフシュタット通り4番地2 (Hofstattstr.4/II)」として登録されているが[地図-A]、この住所こそが、日本側の公文書に残された訴訟文書が提出されたときの住所である。そのことからマリイはアルベルトの出産に合わせてミュンヘンに戻って訴訟を起こしたと理解される。

そしてその後のマリイの住民票には94年9月14日の解読できない文字が書かれており、その時期の行動は明言できない。しかし結婚相手のシュペットルを参考にすると[図5]、その後の行動について、シュペットルが1903年7月13日からベルリンに居を移しているため、マリイもベルリンに同行したと推察される。マリイはシュペットルと結婚しているが、すでに言及したように、おそらく1895年5月と推定される。

### 3.2. アルベルトの情報

原田の非嫡出子のアルベルト・ナラジロー・フーバーに関する情報についてだが、かれに関する史料として住民票と独身者リストを入手した。どちらの史料にもミドルネーム「Naojiro」の記載はなかった。日本への訴えの書類には「Naojiro」と書かれていたので、使い分けたことがわかる[図3]。

住民票にはアルベルト・フーバーという氏名と1887年7月24日の生年のみの記載である。一方1916年の時点で添付された独身者リストには、アルベルトについて若干の情報が書かれている。まずかれの両親の欄には、「取次人Unterhändlerの娘マリアの非嫡出子」であり、「そのマリアが人造石の製造主シュペットルと結婚している」ことが記載されている。このリストからマリアの父親が改めて取次人であり、合わせてマリイがシュペットルと結婚したことはここでも確認される一方で、そこに訴訟を起こされた原田の名前は一切認められない。それらを勘案すると、訴訟を起こしたものの、その後マリイはアルベルトを原田と無関係に育てていった可能性が推察される。その推測はミドルネームの記載がないことにも合致する。

アルベルトの住民票には前述のように生年しか記載はない<sup>23</sup>。一方独身者リストには住所の記録はないが、1887年7月24日の生年と、本籍としてバイエルン、ミュンヘンと書かれている[図4]。そうしたことから文書館員スティルヴェル氏は、アルベルトがマリイとは行動を共にしていなかった可能性を指摘している。

アルベルトはどのような職についていたのかあるいは無職だったのか、没年はいつなのかといったことも、今回入手した住民票そして独身者リストからは判明しなかった。独身者リストの職のところには「？」と、不明として記載されている<sup>24</sup>。ただ少なくとも独身者リストの添付日付を支持するならば、1916年10月13日には存命していたと考えてよいだろう[図4]。第一次世界大戦中の1916年にもかかわらずアルベルトはこの世に生きていた可能性は高い。しかし生年については、日本側で1887年6月24日の記載があったが、今回の住民票や独身者リストでは、1887年7月24日と一貫して書かれているので、この生年が正確なデータとして理解される。

### 3.3. マリイとツェツィーリエの年齢差

今回の史料から注目される点として指摘したいのは、マリイの生年が明らかになったことである。マリイは1869年10月2日に生まれている。

ここで鷗外の『独逸日記』を振り返ってみたい。原田が、自らを追い求める二人の女性のうち、美人で知的なツェツィーリエ（チェチリイ）と、彼女とは真逆のマリイのうち、マリイを選んだことに対して、鷗外は意外性を指摘した。ツェツィーリエの生年については、別稿で述べたように、1868年説と1862年説の二説があったが、墓や住民票の記載から1862年であることを断定した<sup>25</sup>。

この情報を勘案して原田、マリイ、ツェツィーリエの年齢を確認すると、1863年8月生まれの原田にとってツェツィーリエは、ひとつ年上の女性となり、マリイは6才も年下の女性となる。そして原田がドイツに遊学したのが、1884年から1886年8月頃までの22才から24才のときであった。かれらが出会った時の年齢を考えると、ツェツィーリエは23才から25才であったが、マリイの場合には16才から18才の時にあたる。ツェツィーリエは成熟した女性といえるが、マリイの場合には少女と大人の両面を示すような年齢と見なせるかもしれない。そして今回の史料から、マリイと原田が同じ建物に居住していたことも、二人の関係を密にする契機になったことも見逃せないだろう。

残念ながら、彼女の容貌を明らかにする史料は見つけられていない。鷗外が記載したように、マリイの容貌がさえなかったことは、鷗外の記述が史実に即している可能性があるとしても、いまだ想像の域をでない。

### おわりに

今回の史料の発見は、日本側の公文書を裏付ける史料であることが確認できた。さらにその州立文書館ミュンヘンの史料と、同市立文書館所蔵の史料からは、鷗外の『独逸日記』に対して、マリイの行動や、そのマリイと原田の非嫡出子アルベルトのことも、部分的にこれまで知られていなかった史実を加えることができた。すなわちマリイは「マリア」とも称し、原田と知り合う前から短期間ミュンヘンで家政婦の仕事をしたのちアカデミー通りの「カフェ・ミネルワ」でウェイトレスとしてその建物に住み込みで働いていた。つまりマリイは原田と同じ建物に住んでいたことになり、それが二人を接近させた要因のひとつとして推測された。さらにラントヴェア通りに短期間移動しており、鷗外の指摘どおりに原田と同棲していたことを裏付けていた。その後は、「ミッテンヴァールド」に移り、鷗外によればマリイは一旦ミュンヘンに戻ったような指摘をしていたが、今回の史料からは、アルベルトの誕生日に、ミュンヘンに改めて住民票を移している。それが訴訟を起こした際の住所となる。

原田と別れたあとについてだが、ドイツ側の史料には、マリイはアルベルトをもうけ、日本側に残される史料どおりに、養育費を原田にドイツから請求していたものの、それは原田の病気によって実現しなかったためか、1893年以後その要求を繰り返すことなく、マリイは彫刻家で人造石や建物の建材を手がけて「ピクラー&シュペットル社」を経営するシュペットルと結婚していたことがわかった。そしてアルベルトも、ナオジローのミドルネームをとらず、マリイの嫡出子として記載されていた。アルベルトの生年を日本側は1887年6月24日としていたが、ドイツ側は同年7月24日の記述で統一しているため、かれの生年は後者で理解される。残念ながらアルベルトのその後は1916年に生存していた可能性がわかっただけで、それ以外は不明のため、今後課題としたい。今回の史料との比較からは、鷗外の『独逸日記』はかなり史実に近い内容で書き留められていたことも改めて理解できた。

バイエルン州立文書館ミュンヘンの手書きの史料の書き起しに関して、フランクフルト大学Prof. Dr. Lisette Gebhart 教授をとおして紹介いただいたフランクフルト大学教授Prof. Dr. Jost Gippertにご協力いただいた。また州立文書館ミュンヘン Bayerische Staatsbibliothek, Dr. Ulrike Claudia Hofmann、ミュンヘン市立文書館 Stadtarchiv München, Angela Sitllwell、バイエルン州立図書館手稿部門 Bayerische Staatsbibliothek Handschriftensammlungen では Ursula Steinborn 氏に協力いただいた。ここに感謝申し上げます。

## 【欧文要旨】

In Staats- und Stadtarchiv München sind die bisher unbekanntenen Schriftquellen aufbewahrt, die im Zusammenhang mit dem Studienaufenthalt des Malers Naojiro Harada in München stehen. In diesem Artikel wurden die Kenntnisse daraus vorgestellt und mit den bisherigen verglichen, vor allem, die Ogai Mori im “Deutschen Tagebuch” erzählt hat.

In diesem Buch habe Harada in die Landwehrstraße umgezogen, um mit der Geliebten “Marie” (Maria/Marie Huber) zusammenzuleben. Nach dem neu gefundenen Familien-Bogen lebte Marie schon davor im Gebäude mit Cafe Minerva, in dem auch Harada wohnte.

Albert Naojiro, Sohn zwischen Naojiro und Maria, ist nach dem Familien-Bogen und der Ledigen-Liste am 17. Juli 1887 in München geboren und hat noch am 13. Okt. 1916 gelebt. Der zweite Vorname Naojiro ist in den beiden Archivalien nicht genannt.

Über den Prozeß über die Unterhaltskosten für Albert 1893, der bisher nur in den japanischen Schriftquellen bekannt ist, wurden die Prozeßakten im Staatsarchiv gefunden. Bald nach diesem Prozeß hat Marie 1895 mit Mathäus Spöttl, dem Bildhauer und Kunststeinfabrikanten, verheiratet und 1903 von München nach Berlin übersiedelt.

- 
- 1 原田直次郎についての研究は、児島薫氏の論文を参照。「『原田先生記念帖』からみる明治洋画史における原田直次郎の位置について」『原田先生記念帖』[覆刻版]、明治美術学会、2015年、2-32頁。(以下『原田先生記念帖』と略記)
  - 2 鍵岡正謹氏が、論文のなかで言及している。「《騎龍観音》巡り」『西洋画は益々奨励すべし原田直次郎』展覧会図録、2016年、青幻舎、168頁。東京都公文書館では史料の整理が進み、電子データでまとめられている。また後に鷗外研究者の美留町義雄氏によっても指摘されている。かれは鷗外のミュンヘンでの行動をまとめている。美留町義雄『軍服を脱いだ鷗外。青年森倫太郎のミュンヘン』大修館書店、2018年、68-95頁。
  - 3 鍵岡正謹、前掲論文、168頁。
  - 4 鍵岡正謹、前掲論文、168頁。
  - 5 鍵岡正謹、前掲論文、168頁。
  - 6 鍵岡正謹、前掲論文、168頁。
  - 7 『鷗外全集』第35巻、1974年、岩波書店、144頁。
  - 8 政治的な交渉をする意味、あるいは商売の売買の仲介としての意味も考えられるが、今回の例はどちらなのかは不明である。
  - 9 『鷗外全集』第35巻、1974年、岩波書店、145-146頁。
  - 10 『鷗外全集』第35巻、1974年、岩波書店、146頁。
  - 11 美留町義雄氏は、この養育費について、ライプツィヒで鷗外が賄い付きの下宿代が、月に

- 100マルクほどだったことをふまえて、原田が当時東京美術学校の教授職につかず、死の病におかされていたことから、簡単に払える額ではなかったと想定されている。美留町前掲書、73頁。
- 12 拙稿「原田直次郎のミュンヘン」『原田先生記念帖』、33-63頁。
  - 13 筆者は2016年に一旦原本を調べたが、時間的な関係もあり、探すことができなかった。そこで改めてミュンヘン市立文書館に問い合わせた結果、文書館員Angela Sitllwell女史より今回の情報提供をいただいた。
  - 14 森林太郎「訃音を得た時の雑感」『原田先生記念帖』、9頁。
  - 15 川上敏之氏は、1980年にカフェ・ミネルヴァの創業者を「ヨーゼフ・ビュックルマイル Josef Bücklmayr」として指摘している。今回のマリイの住民票の人物と類似した名称であり、どちらが正確な名前なのかは判然としないが、おそらく同一人物と考えられる。川上氏はミュンヘンの住所録の記載よりその人物が1882年から86年まで経営していた可能性を示唆している。川上俊之『『独逸日記』の世界 - 鷗外のミュンヘン到着 -』森鷗外記念会『鷗外』第35号、1984年、34-35頁。なお川上氏の論文については美留町氏の前掲書より情報を得た。美留町前掲書、64頁。
  - 16 森林太郎「訃音を得た時の雑感」『原田先生記念帖』、9頁。
  - 17 『鷗外全集』第35巻、1974年、岩波書店、146頁。
  - 18 『鷗外全集』第35巻、1974年、岩波書店、148頁。
  - 19 『鷗外全集』でもミッテル(ン)ワルドとミスの可能性を指摘している。『鷗外全集』第35巻、1974年、岩波書店、148頁。
  - 20 1886年制作で岡山県立美術館所蔵の《風景》は、南ドイツを描いたと理解されてきている。
  - 21 『鷗外全集』第35巻、1974年、岩波書店、151頁。
  - 22 その際に近衛老公と岩佐、浜田等の肖像画を半分制作中であることが記録されている。『鷗外全集』第35巻、1974年、岩波書店、152頁。
  - 23 文書館員アンゲラ・スティルヴェル女史は、アルベルトがマリイと一緒に行動はしていないらしく、記録が残っておらず、ただアルベルトの生年の記載だけに留まっていると指摘しているが、アルベルトに関する史料は二通あり、一通の住民票にはたしかに生年だけが、もう一通には両親の名前と職業、国籍が記載されている。
  - 24 「led.」は独身か否かを記載する。
  - 25 拙稿「ツェツィーリエ・グラーフ・プファフの『日本妖怪書』をめぐって」『妖怪文化の伝統と創造』せりか書房、2010年、412-429頁。

## 図版および地図典拠

図1 Staatliche Archiv München

図2-5 Stadtarchiv in München

地図 Bayerische Staatliche Bibliothek (筆者が地図上に加筆)